

番 号 : 160808

国 名 : タンザニア

担当部署 : 産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第二チーム

案件名 : 天然ガス普及促進プロジェクト詳細計画策定調査 (天然ガス利用計画)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 天然ガス利用計画
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年11月中旬から12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.27M/M、合計 0.77M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 8日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月26日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月11日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
    - ③語学力 8点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	天然ガス利用計画に係る業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

1974年にダルエスサラームの南200キロに位置するSongo Songo島で陸上から浅い沖合にかけてガス田が発見され、2001年に世界銀行がSongo Songoガス田の開発とガス利用設備建設の支援を実施。2004年にはガス供給システムが完成し、ダルエスサラーム地区の発電所等が運転開始した。2015年には国内向け天然ガス供給を大幅に増加するため、浅海部等のガス田からダルエスサラームへ487kmのパイプラインが建設され、このパイプラインを活用した新設火力発電所のキネレジ発電所が2016年に運転を開始している。さらに近年、深海に大規模(47.13Tcf)なガス田が発見され、資源量はこれまでの陸上や浅海部ガス田(10.12Tcf)と比較し、圧倒的に大規模であることから、モザンビーク同様、タンザニアにおいてもLNG事業の実施が期待されている。

そこでJICAは2015年に「天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」を実施。同調査では①中長期的には、LNG事業を中心に大水深ガス田の開発を進めること②短期的には、浅海域の小規模ガス田を利用する肥料やメタノール等のプロジェクトを先行事業として推進すること、が提言された。それを受け、タンザニア政府から日本政府に対し、「天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」にて策定されたマスタープランを深化させ、浅海ガス田を利用した先行事業の具体化に向けた総合計画策定支援の要請が出された。

本調査は、タンザニア政府からの協力要請の背景・内容を再度確認した上で必要な情報・資料を収集・分析し、協力内容案を検討、策定するとともに、プロジェクトの事前評価を行うことを目的として実施する。

なお、本プロジェクトは、JICAの環境ガイドラインに基づきカテゴリBに位置づけられており、本業務においては、プロジェクトの詳細計画にあたって必要な環境社会配慮に関する調査を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きの内容を十分に把握の上、他の業務従事者やJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下(1)～(3)の調査を行う。

なお、本団員は、「天然ガス需要調査」「環境社会配慮」団員の担当分野を含めた詳細計画策定調査報告書(案)の取りまとめを行う。調査対象地域はタンザニア全土とし、具体的担当事項は、次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2016年11月中旬)

- ① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国含むドナーの協力実績をレビューする。
- ③ タンザニアの最新の天然ガス開発計画を整理する。
- ④ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針(案)、タンザニア側関係機関への説明資料(案)・質問票(英文)を作成する。
- ⑤ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書(案)の目次構成及び分担を検討する。
- ⑥ R/D(案)、M/M(案)の作成に協力する。
- ⑦ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

### (2) 現地派遣期間(2016年11月中旬)

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② タンザニア国関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案する。
  - (ア) 天然ガス開発にかかるタンザニアの各種開発政策の整理
  - (イ) "Natural Gas Utilization Master Plan"をはじめとするエネルギー関連の開発計画の進捗状況と需要想定等のバックデータの確認

- (ウ) タンザニアにおける最新の天然ガス資源量評価の情報収集・確認
  - (エ) 世界のガス市場動向の把握
  - ③ 組織強化に係る以下の現状把握及び資料・情報の収集、分析を行う。
    - (ア) エネルギー鉱物資源省の計画策定能力
    - (イ) タンザニア国石油開発公社 (TPDC) の計画策定能力
    - (ウ) 上記ア、イ) を踏まえた人材育成のニーズの確認と必要性が認められた場合は能力強化方針案の内容
  - ④ 前工程までの調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野における先方政策の方向性と開発調査本体の調査項目案を含むプロジェクトの内容を検討する。
  - ⑤ JICA団員とともにタンザニア側関係機関との現地協議に参加し、M/M案、R/D案の作成に協力する。
  - ⑥ 担当分野に係る現地調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2016年11月下旬～12月中旬)
- ① 担当分野に係る質問票集計を含む現地調査結果の整理を行う。
  - ② 担当分野に係る本格調査への助言 (実施手法、規模、留意点等) を行う。
  - ③ 帰国報告会、国内打合せへの参加、担当分野に係る結果報告を行う。
  - ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (和文) (案) を作成すると共に、「天然ガス需要調査」「環境社会配慮」団員の担当分野を含めた同報告書 (案) 全体の取りまとめを行う。
  - ⑤ 「環境社会配慮」団員が作成する情報公開用の環境社会配慮調査結果 (案) について、担当分野に関連する内容について必要なインプットを行う。
  - ⑥ 現地調査の結果を踏まえ、今後の実施を検討するM/P調査の詳細計画案 (工程案、要員計画案を含む) の作成に協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めることとする。航空経路は日本→ダルエスサラーム→日本とする。ただし、経由地はドバイ/ドーハとする。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ① 現地業務日程

現地派遣期間は他の調査団員と同様に、2016年11月中旬 (1週間) を予定していますが、状況に応じ、変更する可能性があります。その結果により、本業務従事者の渡航が遅れ、単独で現地調査を行う場合があります。

### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。ア)～ウ) の団員は同日程での派遣を想定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 天然ガス利用計画 (コンサルタント)

エ) 天然ガス需要調査 (コンサルタント)

オ) 環境社会配慮 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

タンザニア政府機関とのアポイント取付をJICAが支援します。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

要請書、タンザニア国「天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」報告書

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② タンザニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管理部、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。なお、現地業務に先立ち渡航予定業務従事者を「たびレジ」に登録すること。

③ 先方政府のビザ取得のため、人選後ビザ申請関連書類及びパスポートコピーをご提出頂きます。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。